

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る 削除要請の基本的な考え方の論点（案）

論点2 削除要請の対象外とする情報について

府が実施する削除要請について、裁判手続きに移行した事案（訴訟手続準備中、係争中又は訴訟が終了した事案）の他に、対象外とすべき情報はどのようなものが考えられるか？

【論点整理（案）】

1. 特定の個人に関する不当な差別的言動

- ・インターネット上の誹謗中傷や差別等については、被害者自らが被害の拡大防止・回復に努め、最終的には司法の場で判断されることが原則。
- ・また、不当な差別的言動は、すべての人を対等の個人として尊重しようとする憲法13条・14条の理念に反する。
- ・このため当該原則を踏まえつつ、公共の福祉・公益の実現という観点から、被害者がプロバイダ等に削除要請を行ったものの、削除されずに府へ対応を求める場合であって、当該情報が明らかに不当な差別的言動と認められるとき、府がプロバイダ等に削除要請を実施する。

2. 当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動

- ・被害者に自主的な対応を助言し促すことが現実的でなく、被害者自らが被害の回復を図ることが困難と認められる場合であって、当該情報が明らかに不当な差別的言動と認められるとき、府がプロバイダ等に削除要請を実施する。
- ・具体的には、当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動が該当する。また、特定の個人であっても、デジタルデバイドにより、自主的な対応を助言し促すことが困難な場合も想定される。

3. 削除要請の対象外とする情報

- ・司法の場で判断されることが原則であることから、裁判手続きに移行した事案、具体的には訴訟手続準備中、係争中又は訴訟が終了した事案は対象外とする。その他に対象外とすべき情報としてどのようなものが考えられるか。
- ・例えばプロ責法の逐条解説によると、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があること（プロ責法第3条第2項第1号）」の「相当の理由」に該当しない場合として、「他人を誹謗中傷する情報が流通しているが、関係役務提供者に与えられた情報だけでは当該情報の流通に違法性があるのかどうかはわからず、権利侵害に該当するか否かについて、十分な調査を要する場合」や「電子掲示板等での議論の際に誹謗中傷等の発言がされたが、その後も当該発言の是非等を含めて引き続き議論が行われているような場合」が例示されている。